

## 通院の際には医療費限度額適用制度をご利用ください

医療費が高額になった場合、事前に「限度額適用認定証等」を医療機関に提示することにより、医療費の支払いが自己負担限度額までに抑えられたり、食事代が減額されたりします。身分証明書、保険証と印鑑、マイナンバーのわかる物（本人又は同一世帯員以外の方が申請される場合には委任状）を持参の上、市民保健課国保年金係（窓口③）で申請してください。これらの認定証の更新時期も8月1日となります。引き続き利用される場合は、7月中旬以降に再度申請してください。

※後期高齢者医療制度に加入の方で既に認定証をお持ちの方は自動更新され、7月中に送付します。

## 後期高齢者医療制度の保険料について

保険料率は、医療費や現役世代とのバランスなどを考慮し、2年に一度改定されます。令和2・3年度の保険料率は以下のとおりです。

	令和2・3年度
所得割率	8.07%
均等割額	42,100円
賦課限度額	64万円

### 保険料の算出方法

- ① 所得割額（被保険者の総所得金額等－43万円）× 8.07%
- ② 均等割額 42,100円
- ①＋②＝年間保険料（賦課限度額 64万円）

※平成30年度税制改正により、給与所得控除及び公的年金等控除が10万円引き下げられるとともに、基礎控除が10万円引き上げられます。

## 後期高齢者医療制度の均等割額の軽減措置の特例が見直されました

【均等割額の軽減判定所得基準額（世帯主及び世帯の全ての被保険者の総所得金額等の合計）】

区分	旧（令和2年度）	新（令和3年度）
7.75割軽減	基礎控除額（33万円）を超えないとき	
7割軽減	基礎控除額（33万円）を超えないとき、かつ、同じ世帯の被保険者全員が所得0円の場合（ただし、公的年金控除額は80万円として計算）	基礎控除額（43万円）＋（給与所得者等の数－1）× 10万円を超えないとき
5割軽減	「基礎控除額（33万円）＋28.5万円×被保険者数」を超えないとき	「基礎控除額（43万円）＋（給与所得者等の数－1）× 10万円＋28.5万円×被保険者数」を超えないとき
2割軽減	「基礎控除額（33万円）＋52万円×被保険者数」を超えないとき	「基礎控除額（43万円）＋（給与所得者等の数－1）× 10万円＋52万円×被保険者数」を超えないとき

## 後期高齢者医療保険料のおしらせは8月中旬に郵送します

令和2年中の所得に基づき、8月に令和3年度の後期高齢者医療保険料を決定します。4月、6月、8月の年金からすでに今年度の保険料を納付している方は、決定した額から納めた額を差し引いた、残りの額を納めていただきます。

## 新型コロナウイルス感染症の影響による

### 国民健康保険税・後期高齢者医療保険制度の減免について

新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡、もしくは重篤な傷病を負った世帯の方、又は主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方は、申請により減免となる可能性があります。減免の条件、申請書、申請に必要な書類などの詳細については、市ホームページにてご確認ください。

# 国民健康保険 後期高齢者医療制度

問合せ先 市民保健課国保年金係（窓口③） ☎03922



## 今年度の国民健康保険税は前年度と同率とし、基礎控除額を改正します

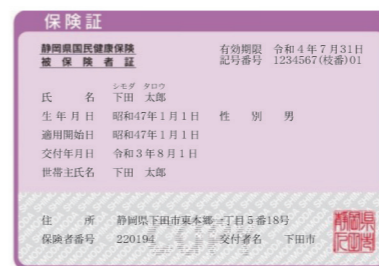
国民健康保険事業は、国保財政の安定化を目指し、平成30年度から都道府県（静岡県）と市町（下田市）が共同で運営しています。また、国民健康保険税は県が示す納付金と標準保険料率をもとに市が税率を定めます。市では下記のとおり、税率を前年度と同率とし、基礎控除額は引き上げることとしました。加入者の皆さまにはご理解とご協力をお願いします。

区分	課税対象	医療分（75歳未満）		支援金分（75歳未満）		介護分（40歳以上65歳未満）	
		前年度	今年度	前年度	今年度	前年度	今年度
所得割	前年中の総所得から基礎控除43万円を差し引いた額	5.1%	5.1%	2.0%	2.0%	1.7%	1.7%
均等割	被保険者1人につき	19,300円	19,300円	7,600円	7,600円	11,900円	11,900円
平等割	1世帯につき	13,900円	13,900円	5,500円	5,500円	—	—
課税限度額 （上記3つの合計額の上限）		63万円	63万円	19万円	19万円	17万円	17万円

令和3年度の国保税は、「医療分」、「支援金分（後期高齢者支援金分）」、「介護分（介護納付金分）」の3つの区分で構成されており、それぞれに「所得割」、「均等割」、「平等割」の3つの項目があります。これらの合計額が国保税（年額）となります。

※国民健康保険税の納税通知書は7月中旬に郵送します。

## 8月1日から国民健康保険証と後期高齢者保険証が切り替わります



新しい証は**藤色**です。7月中旬に郵送します。

有効期限の過ぎた古い保険証は細かく裁断し、破棄してください。また、マイナンバーカードの健康保険証利用が開始されることに伴い、国民健康保険証には、保険証の記号番号の隣に、個人を識別するための「枝番」が追加されました。

※健康保険証利用の制度は、令和3年10月までに開始予定で、医療機関により導入開始時期が異なります。

保険証が届いたら次のことを確認してください。

- ・他の健康保険証と重複している方はいませんか。
  - ・加入者に漏れはありませんか。
  - ・転居・転出など住所を異動した方はいませんか。
  - ・学生用の保険証が交付されている世帯の方で、卒業もしくは現在在学中でない方はいませんか。
- 上記のいずれかに該当する場合は届出が必要となりますので、市民保健課国保年金係（窓口③）で手続きをお願いします。  
※国民健康保険税が未納の世帯の方は、保険証を税務課収納係（窓口⑦）で更新する場合があります。



新しい証は**緑色**です。

7月下旬に黄色の封筒で郵送します。

これから75歳になる方には、誕生月の前月下旬に随時被保険者証を郵送します。